

平成30年度 第1回熊本大学建設工事等入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成31年2月28日(木) 熊本大学事務局3階 特別会議室	
委員	委員長 三浦宏之(三浦・江越法律事務所) 委員 外山啓太(福岡監査法人) 委員 齊藤郁雄(熊本高等専門学校)	
審議対象期間	平成30年1月1日 ~ 平成30年12月31日	
抽出案件(合計)	5件	(備考) ・今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。  ・文部科学省入札監視委員会の点検事項を参考に抽出された案件について個別に審議を行った。
建設工事(小計)	4件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	2件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	2件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

## 別紙

質 問	回 答
1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について（報告）	
資料1：平成30年度入札監視委員会工事及び設計業務等一覧（平成30年1月～平成30年12月契約分）	
・選抜審議事項について、審査事項から共通の内容がある場合には、金額が高いものから選んだのか。	審査事項毎に金額の高いものから選抜している。
・時間的余裕があれば、審議事項は委員全員の意見を聞いて選抜したらどうか。	選抜方法を検討します。
資料2：総括表（建設工事）	
資料3：総括表（建設・コンサルティング業務）	
資料4：指名停止等一覧表	
2. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務について（審議）	
資料5：(医病)中央診療棟5階手術室等改修機械設備工事【一般競争入札（総合評価落札方式）】	
審議事項：競争入札及びプロポーザル方式において応札(応募)者が1者のみの事業	
・入札結果一覧表について、基準評価値とあるが、これを下回るといけないのか。また、この基準評価値はどのように算出されているのか。	基準表評価値を下回ってないことが落札者となる要件である。また、基準表評価値は、文科省の電子入札システム上で自動的に計算され、算出式は、【100÷予定価格】（結果は×1億で表示）となる。
・応札業者が1者である理由が、災害復旧工事で業者が不足しているためとのことであるが、それを判断する根拠は何か。	ここ2、3年、入札前になると、公募の状態が芳しくないとのこと、事前に条件の合うところへ、入札に参加してもらえよう30者から40者に声をかけている中で、災害復旧のため業者が見つからない状態であるため。

## 別紙

質 問	回 答
<p>資料6：(本荘北)本荘北4等空気調和設備改修工事 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 審議事項：入札参加者に対して低入札業者の割合が80%以上の事業</p> <p>・ 共通費とはどういったものか。</p> <p>・ 総合評価一覧の中の競争参加資格および総合評価の算定方法はど うするのか。</p>	<p>工事に直接係るお金ではない、会社の諸経費であり、直接工事費の額に応じて、率で算定している。その基準となるのが公共工事積算基準である。</p> <p>競争参加資格を満たしていれば、全ての項目に○が付いて100点になる。総合評価は、評価基準に基づき点数を付けている。</p>
<p>資料7：(医病)中央診療棟5階手術室等改修電気設備工事 【随意契約】 審議事項：随意契約のうち少額随契でない事業</p> <p>・ 数量書とはどういったものか。</p> <p>・ 随意契約の際の見積を依頼する基準は。</p> <p>・ 業者の選定はどのように行ったのか。</p> <p>・ 随意契約の場合、予定価格を下回る業者がない場合は、再度、見積もり合わせを行うのか。</p> <p>・ 緊急随契を行う場合、契約責任者のみの判断でよいことになっているのか。</p> <p>・ 緊急随契にした案件の適否を事後に確認はしないのか。</p>	<p>工事費の予定価格を積算する場合に工事の内容毎に数量をまとめて公表するというもの。数量書を公開することによって、積算の間違いが少なくなることが期待される。</p> <p>見積を取得する段階では、施工する意思があるかどうかを確認している。</p> <p>ここ近年は、災害復旧事業等で業者が不足しており、工事を受注してもらえる業者が、かなりしぼられている状況のため、参加する意思がある業者から競争参加資格を満たす業者を選定している。</p> <p>再度、見積もり合わせを行う。</p> <p>規則で契約責任者の判断ということになっているが、その前段階で組織の中でこの案件について随契にするのが妥当なのかを、検討した上で、最終的に判断を仰ぐことになっている。 本案件については、工事が遅れると病院の診療や経営に影響を及ぼすため、緊急随契にした。</p> <p>学内の監査で適否を確認している。また、本委員会や会計検査もチェック機関に該当する。</p>

## 別 紙

質 問	回 答
<p>資料 8 : (京町)教育学部附属小学校プール災害復旧工事 【随意契約】 審議事項：6, 0 0 0 万円以上の工事で一般入札を行わなかった事業</p>	
<p>・ この案件を緊急随契にした理由は。</p>	<p>この案件は、熊本地震による災害復旧によるものであり、震災時の取り決めによって随意契約にしている。 この震災時の取り扱いは、東日本大震災時の災害復旧の取り決めを参考にして、随意契約の部分を拡大しているものである。その理由としては、入札にかけていると時間がかかるため、早期復旧を図るために随意契約で行う範囲を広げているものである。</p>
<p>資料 9 : (医病)基幹・環境整備(屋外環境整備等)設計業務 【簡易型プロポーザル方式(拡大)】 審議事項：競争入札及びプロポーザル方式において応札(応募)者が 1 者のみの事業</p>	
<p>・ 法律上の最低入札金額とは。</p>	<p>入札価格に消費税を入れたものである。入札時は税抜で入札し、契約は、総価で行っている。</p>
<p>3. その他</p>	
<p>ご意見・要望について</p>	
<p>・ (委員長から、) 案件の選抜については、来年度から他の委員の意見も聞いて選抜してほしいと要望があった。</p>	